

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 二以上の市町村の区域を併せた採択地区における教科用図書の採択の方法

一 二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設けなければならないものとする。

（第十三条第四項関係）

二 二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないものとする。

（第十三条第五項関係）

第二 採択地区の設定に係る地域の変更

都道府県の教育委員会が設定する採択地区を、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を併せた地域から、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に改めること。

（第十二条第一項関係）

第三 採択した教科用図書の種類等の公表

市町村の教育委員会等が教科用図書を選採したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を選採した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(第十五条関係)

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、第二及び第三に関する規定は、公布の日から施行すること。

(附則関係)